

(様式第3 - 1号)

★記載注意

- 法人名の記載に当たっては、法人の形態も記載する。
- 代表者は、報告書の提出について正当な権限を有する者の氏名を記載する。
- 代表者の住所は、報告書の提出について正当な権限を有する者が生活の本拠としている場所を記載する。
- 電話番号は、農業委員会からの文書又は電話等の受取先を記載する。

1 法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積、「うち、主たる事務所が所在する市町村以外に権利を有するもの」については、法人が権利を有する農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の内数として、農地等がある市町村ごとに記載し、「備考欄（市町村名）」にその市町村名を記載する。

2 「農業」欄の「売上高」欄には、法人が行った過去3年間及び当該事業年度における次の事業の売上高の合計を記載する。

ア 耕作又は養畜の事業

イ 農業と併せ行う林業

ウ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

エ 耕作又は養畜の事業に関連する次の事業

(ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

(イ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

(ウ) 農業生産に必要な資材の製造

(エ) 農作業の受託

(オ) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

「関連事業等」とは、イからエの事業をいう。

「農業に該当しない事業」には、当該事業年度において法人がアからエの事業のいずれにも該当しない事業を行った場合には、その行った事業の具体的な名称及び当該事業年度における売上高を記載する。

3 この「構成員の状況」欄に記載する事項を、組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写しに記載し、この欄は、「別紙のとおり」と記載してもよい。

構成員については、当該事業年度末現在のすべての構成員（農事組合法人は組合員、株式会社は株主、持分会社は社員）について記載する。

「議決権」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載する。

「法人への農地等の権利設定・移転」は、法人が農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体から使用貸借権又は賃借権の設定を受けている場合、構成員が当該農地の使用貸借権又は賃借権を農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に設定している場合も記載する（その場合は、備考欄にその旨を注記する）ものとし、法人に直接権利の設定・移転している農地と区分して記載（二段書き）する。

「年間農業従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う2のアからエの事業（以下「農業」という。）に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した数も含まれる。

「農地法第2条第3項第2号該当の内容」欄には、構成員が同号イからチに該当する場合は、その内容を記載する。特に、法人に農作業委託を行っている個人については、農作業委託の内容を記載すること。

他の欄の記載（「法人への農地等の権利設定・移転」、「年間農業従事日数」等）で該当することがわかる場合は、「該当」「○」等の簡略記載でよい。

なお、同号に該当しない構成員については、「非該当」又は「×」を記載し、該当しない旨を明確にすること（空欄は不可）。

- 4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれている場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載する。

なお、構成員に上記の承認会社を含まない場合は、この欄を省略しても差し支えない。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載する。

この欄に記載する事項を、株主名簿の写しに記載して、別添としても差し支えない。

- 5 「理事等」とは、農事組合法人では理事、株式会社では取締役、持分会社では業務を執行する社員のことをいい、「住所」欄には、業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載する。「構成員」欄には、当該理事等がその法人の構成員である場合に「○」を記載する。

「年間農業従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員のその農業への年間従事日数を記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

「うち農作業従事日数」欄には、「年間農業従事日数」の内数として、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員が行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載する。

「重要使用人」とは、法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。

「年間農業従事日数」及び「うち農作業従事日数」については、理事等と同じ。

- 6 例えば、次のような事項を記載する。

- (1) 法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地等の権利を取得し耕作又は養畜の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所（支店、支所、分場等）における事業の状況及び農業従事者の状況等。
- (2) 法人の事業内容の変更、法人形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨。
- (3) 法人の構成員が常時従事者であるかどうかの判定に必要な場合には、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数。